

利根川栗橋流域水防事務組合個人情報保護審査会規則

令和 5年 3月 31日

規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、利根川栗橋流域水防事務組合個人情報保護審査会条例（令和5年水防組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び運営等)

第2条 利根川栗橋流域水防事務組合個人情報保護審査会の組織及び運営等については、久喜市情報公開・個人情報保護審査会規則（令和5年久喜市規則第24号）に定める例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。